



肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農業者の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の低減に取り組む農業者の皆様への肥料費を支援します。

支援の対象となる農業者

県内在住で出荷・販売実績のある農業者

支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和4年10月に注文・購入した肥料(秋肥)
令和4年11月から令和5年5月に注文・購入した肥料(春肥)

※ 秋肥・春肥はそれぞれ別々に申請してください。

※ 「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づく肥料が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行っている、又は今後行うことで、前年度から増加した肥料費のうち最大**8.5割**(国7割+県1.5割)を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率}^{\ast} \div \text{使用量低減率}}{\left[\begin{array}{l} \text{秋肥 } 1.4 \\ \text{春肥 } 1.4 \end{array} \right] (0.9)} \right] \times 0.85$$

※ 国が統計データを基に決定

支援の要件

化学肥料低減に向けた取組を**2つ又は3つ以上必ず**実施すること

・ 国事業(7割補填)に申請する場合は、**2つ**、

・ 県事業(1.5割補填)にも申請する場合は**3つ以上**の取組が必要です。

次のページを参照



取組メニューと取組み例



参考様式第2号
(様式第11号)

提出日: 令和 年 月 日

取組実施者名
代表者氏名

殿

化学肥料低減計画書

作付概要

秋用肥料	春用肥料
	○

注: 該当するものに○を付けること

国事業	県事業
○	○

注: 申請するものに○を付けること

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組むものに○を記入してください。

- 国事業は2つ、県事業は3つ以上に○
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます。(1つ以上は、新しい取組、又は従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含めてください。)

- 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
- 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ(県事業は3つ)以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。
- タの取組(有機農産物の生産等)に「○」があれば、他の取組に「○」がなくても構いません。(国、県事業共通)

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計	○	○
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用	○	◎
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用	○	○
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		
タ 有機農産物、特別栽培農産物の生産に取り組んでいる、環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けている等、全作付面積の半分以上を占める作物又はこれに準ずる作物群のうち2品目以上で化学肥料の3割低減を大幅に超える取り組みが行われていることを証明できる。		



<例> 「国+県事業(8.5割補てん)」の申請の場合

令和4年度又は令和5年度の取組に「○/◎」が「3つ」必要

<パターン1>

前年	R4・R5
	○
	○
	○

<パターン2>

前年	R4・R5
○	○
	○
	○

新規の取組が1つ以上

<パターン3>

前年	R4・R5
○	○
○	○
○	○

<パターン4>

前年	R4・R5
○	○
○	○
○	◎

1つ以上の強化

この計画書以外にも誓約・同意書等の必要な書類があります。

申請方法

肥料を購入した各JA、肥料販売店等の「取組実施者」へ申請してください。複数の販売店で肥料を購入している場合は、各販売店へそれぞれ申請してください。

- ※ 「取組実施者」ごとに、5戸以上の農業者が参加する必要があります。
- ※ 購入先の肥料販売店が申請を行わない場合等は、5戸以上の農業者のグループを作り、申請することも可能です。
(代表者の定めや、規約・規程類が整備されていることが必要です。
詳細はホームページをご確認ください。)

申請に必要な書類

※秋肥と春肥はそれぞれ別々に書類を作成してください。



- ① 化学肥料低減計画書〈参考様式第2号〉
- ② 誓約・同意書
- ③ 注文票及び領収書(又は請求書)
- ④ 肥料注文一覧表〈参考様式第2号 別添〉
※ 販売店が「販売証明書」を発行する場合、③④は不要
- ⑤ 振込先を確認する書類(書式は取組実施者により異なります。)

※ その他の書類が必要な場合がありますので、取組実施者にお問い合わせください。

申請スケジュール

農業者からの書類受付期間は「取組実施者」ごとに異なります。
※ 購入した肥料販売店「取組実施者」にお問合せください。

令和5年6月1日
～7月31日

取組実施者→事務処理センターへの申請期間

令和5年8月末頃～

取組実施者→農業者への支援金の交付開始
(農業者へは8月末～10月中を目途に順次
支援金の交付を行う予定)

※ 上記のスケジュールは今後の申請状況によって変更する可能性があります。

注意事項

後日取組実施者等による調査が行われますので、化学肥料低減の取組を行ったことがわかる証拠書類等は5年間保管してください。
(土壌診断結果、生育診断結果、施肥設計書、栽培日誌等)

※ 取組メニューによって証拠書類は異なります。

問 い



答 え



<p>① 取組メニューをいくつか行えば支援の対象になりますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取組メニューのうち、国の補填(7割)事業に申請するためには2つ、県の補填(1.5割)事業に申請するためには3つ以上行っていただくことが支援の要件です。
<p>② 化学肥料の使用量低減の取組はいつまでに行う必要がありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度又は令和5年度中に化学肥料低減計画書に○及び◎をつけた取組メニューを確実に行っていただくことが要件です。 また取組を行ったことが後日確認できる書類等を必ず保管しておいてください。
<p>③ 既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既に取り組んでいるものもカウントできます。 その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、新たな取組を1つ以上行ってください。
<p>④ 県事業(1.5割)のみに、申請することはできますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県事業は国事業に上乗せして支援する仕組みとなっていますので、県事業のみの申請はできません。 国事業だけでも申請することは可能ですので、それぞれの営農の状況に応じて検討をお願いします。
<p>⑤ 県事業と国事業は別々に申請する必要がありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1つの様式で国と県事業の両方に申請できる様式にしています。 様式内に申請する事業に○をつける欄がありますので、ご確認ください。

問合せ先

「肥料価格高騰対策事務処理センター」

電話番号：086-201-2602

営業時間：平日 9時～17時（土曜日、日曜日、祝日は営業していません）

詳細は岡山県の肥料価格高騰対策ホームページをご覧ください。

<https://okayama-hiryuu.jp>

申請先等については、肥料を購入した各JA・肥料販売店へ各自ご相談ください。

